

静岡県告示第637号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、鮎沢川漁業協同組合（内共第10号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和4年9月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地  
鮎沢川漁業協同組合 御殿場市深沢1413
- 2 漁業権の免許番号  
内共第10号
- 3 変更の内容  
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日  
令和4年10月1日

内共第 10 号第 5 種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

改正前					改正後				
(遊漁料の額、及び納付の方法) 第 6 条 第 2 条の規定により、組合が定め、公示する場所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとする。 ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の遊漁料に、全魚種は <u>500円</u> を付加して得た額とする。					(遊漁料の額、及び納付の方法) 第 6 条 第 2 条の規定により、組合が定め、公示する場所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとする。 ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の遊漁料に、全魚種は <u>1,000円</u> を付加して得た額とする。				
魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料		魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料	
			1日	1年				1日	1年
全魚種	全区域	餌釣 ルアー釣り 毛針釣	<u>1,000円</u>	<u>3,000円</u>	全魚種	全区域	餌釣 ルアー釣り 毛針釣	<u>1,500円</u>	<u>5,000円</u>
2 次表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の表のとおりとする。					2 次表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の表のとおりとする。				
中学生以下		魚種	遊漁料		中学生以下		魚種	遊漁料	
			1日	1年				1日	1年
		全魚種	<u>500円</u>	<u>1,000円</u>			全魚種	<u>500円</u>	<u>1,000円</u>
					高校生		全魚種	<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>
3 第 5 条に基づく大会遊漁料は前 2 項の規定にかかわらず次表のとおりとする。					3 第 5 条に基づく大会遊漁料は前 2 項の規定にかかわらず次表のとおりとする。				
大会名		参加料			大会名		参加料		
にじます	} 釣り大会	<u>3,000円以下</u>			にじます	} 釣り大会	<u>5,000円以下</u>		
あまご		(ただし年券所有者は免除)			あまご		(ただし年券所有者は免除)		

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。